

# 国立大学法人滋賀医科大学教員選考基準

平成16年9月22日制定

令和5年9月27日改正

(趣旨)

**第1条** 国立大学法人滋賀医科大学の教員の選考は、この基準の定めるところにより行う。

(教授の資格)

**第2条** 教授は、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する者の中から選考する。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学又は専門職大学において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 体育、芸術等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

**第3条** 准教授は、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する者の中から選考する。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

**第4条** 講師は、次の各号のいずれかに該当する者の中から選考する。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

**第5条** 助教は、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者で、次の各号のいずれかに該当する者の中から選考する。

- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修業年限を6年とする大学を卒業した者
- (3) 修業年限を4年とする大学を卒業し、修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）以上の学位を有する者
- (4) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

**第6条** 助手は、教育研究の補助を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者で、次の各号のいずれかに該当する者の中から選考する。

- (1) 学士の学位又は学位規則第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められ、かつ、特定専門分野について、高度の知識及び技術並びに実務上の能力を有すると認められる者

(雑則)

**第7条** この基準に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、教育研究評議会（これに相当する委員会等を含む。）が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年9月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この基準は、令和1年5月16日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年9月27日から施行する。
- 2 専任の講師としての経歴は、基幹教員としての講師の経歴とみなす。